

# 厚岸町議会 平成27年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成27年12月10日

午後2時37分開会

●委員長（南谷委員） ただいまより、平成27年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

●委員長（南谷委員） 早速審査を進めてまいります。

初めに、議案第70号 平成27年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1ページから4ページまで、第1条の歳入歳出予算の補正です。

7ページと8ページ。8ページは事項別明細書でございます。

9ページ、歳入から進めてまいります。進め方は、款、項、目により進めてまいります。

10款1項1目地方特別交付金。

11款1項1目地方交付税。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

4目農林水産業使用料。

5目商工使用料。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

2目民生費国庫補助金。

4目農林水産業費国庫補助金。

6目土木費国庫補助金。

7目消防費国庫補助金。

3項委託金、4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2項道補助金、1目総務費道補助金。

2目民生費道補助金。

4目農林水産業費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

3目衛生費委託金。

4目農林水産業費委託金。

5目商工費委託金。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

2 項財産売払収入、2 目生産物売払収入。

6 番、室崎委員。

- 室崎委員 この節、説明欄に、餌料藻類売払代というのがございます。これがたしか当初予算は1,170万円ぐらいだったんでないかと思うんですが、それが400万円に切るぐらいの総額が今回あると。そうすると3分の1ぐらい増えたわけですね。

毎回、餌料藻類に関しては年末補正で増えてくるんですけども、今回も非常に大きな増額補正になっているんですが、これカキセンターの主たる仕事ではないですよ、副業と言ったら変な話だけれども、いろいろな研究室や、そういうところから頼まれてつくってあげるとのことだと思んですが、これ課長、負担にならないのかといつも心配に思うんですが、このあたりは十分余力があってやっているというふうに理解してよろしいですか。

- 委員長（南谷委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） お答えいたします。

室崎議員委員見言われたとおり、当初予算では1,170万円程度で、このたびの補正を加えますと1,500万円強という予算額になります。言われるとおり、43に及ぶいろいろな施設のほうに餌料藻類を提出をさせていただいているということで、本来カキセンターはシングルシードを生産、それと増養殖にかかわる調査研究等を行う主たる目的で、あのセンターというのは運営されているところでございます。そのためにシングルシードを種苗を育成するためにこの需要も必要となって、その余力の範囲内でやっているということでございます。

それが、このような利用される側から大変うちの餌料藻類の質というか、そのものも、ほかのところと利用者は比べるわけですね。それで、うちのカキセンターの餌料が大変いいということで、引き続きお願いしたいと、あるいはそういう情報を聞いたところが私のところにも提供してくれないだろうかというようなことで、どんどんどんどん増えてきているという状況でございます。

ただ、主たる目的ではございませんで、今までの議会の議論の中でも、カキセンターの余力の範囲で行うという前提で、これまでやってきています。実際、これだけになって現状どうなんだということになりますと、ほぼいっぱい近くになってきたかなというふうに現場のほうも思っております。ですから安易に、欲しいというところが増えたからといって、それに応えられるような状況ではなくなっているんだろうという状況でございます。

- 委員長（南谷委員） 6 番、室崎議員。

- 室崎委員 今の担当課長の話で十分問題点分かってらっしゃるというふうに思いましたので、よろしくお願ひしたいと。同じようなことを何年か前に聞いたことがあるんですが、何か他の機関が、厚岸が100円なら、うちは80円で売るよとって、大分お客さんを

持っていったことがあるんだそうですね、この餌料に関してです。ところが、安いからといって、そっちへ飛びついた各機関が話にならないだけ品質に差があって、まことに合わせる顔がないんだけれども、あんたところにもう一度頼みたいって来ているんですと、当時の課長が議会で説明したことがあって、一時落ち込んだのが、またば一んと増えた、そういうことがありました。それだけの優秀なものをつくっているから、これだけどんどん来るんだということも分かりますが、今、きちっとした答弁があったので、その点は十分よろしくお願ひしたいと、そのように思います。

その上で、もう一つお聞きしますが、シイタケ菌床売払代というのが1,938万4,000円の減になっております。それで、これは決算委員会のときにいろいろと議論をされまして付帯決議も付いたという部分ですね。今回そのときに私ではないんだけれども、理事者の責任を問う声まであった。それに対して、町長はしかるべく速やかにきちんとするということをおっしゃった。この後、議会運営委員会が開かれて、それに関する議案が出るようですが、私がお聞きしたいのは、そのことではなくて、何があったのかという点について、やはりきちんとした調査とあった事実とその原因ですね、見受けるような調査ではありますが、それをきちんとしなければ、この後の改革といいますか正していくことが難しくなるわけですよ。それで、決算委員会のときにもいろいろな皆さんから厳しい声もあったんだと、そのように理解しております。

それで、この前私がお聞きした私の質疑の中で分かったことは、まず、数年にわたって規則というものが前日までに代金納入して初めて引き渡すんだと明記されているにかかわらず無視されていた。そして、何年間か一昨年あたりまでは出納閉鎖までには何とかつじつまを合わすことができた。ところが、昨年は非常に悪質と言っていいんでしょうね、ものがあって、全然払わない中でもって1年間渡し続けて、なおかつ今年に入るとの出納閉鎖になっても支払うことができなかつた。こういう事案あがあることによつて初めて表に出てきたと、そういうことでしたね。まず、それが1点。

それで、このことに関しては、その前の年までの出納閉鎖でつじつまが合っていた段階まで、監査委員においても全くメスを入れることができなかつた。それから、今回の初めて監査委員の意見書にもこのことが明記されましたが、そこでは速やかに金銭を納入せよということだけであつて、規則に違反していることが状態として行われているということについてのメスは入っていなかつたということですね。これについても私はお聞きいたしました。期待可能性がないんだという答弁がありました。また、先に調査話を戻しますが、特に昨年の多額のそれこそ1,000万円単位の未払い、それも1回も納入しないままにどんどんどんどんと品物だけはそちらに渡していたという、ちょっと考えられないような事態、これはもしかしたら取り込み詐欺ではないのかという疑いすら持たれるということで、私お聞きしたんですが、それについては、そうではないんだということの具体例を挙げてのきちんとした説明があつたので安心したわけですよ。ここまでのまず、この前の議論のおさらいなんです。私の解釈している事実には間違いはございませんね。イエスカノーだけで結構です。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長）　まず、1点目の餌料藻類のほうでございます。こちらのほうは、実は、質問委員もある程度御承知かと思えますけれども、さけ・ます対策の部分で漁業協同組合ではホタテ盤を使った種苗施設も行っていきたいという検討もされております。ですから、それを現実にそういう形になれば、その施設に伴う餌料というものは、やはりカキセンターのほうにお願いしたいという内々の今の事前の打ち合わせがあります。そういったものを想定すると、ほとんどマックスに近い状況になってくるんだと。もしかすると、今、お付き合いあるところには逆に無理を言わなければならないこともあるかもしれないと、そういう状況でございます。

2点目のキノコの部分でございますけれども、これまでの議論の確認ということでございますけれども、ご質問者言われたことで、そのとおりでというふうに思っております。

●委員長（南谷委員）　代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員）　私のほうからもお答えをいたしますが、おっしゃるとおりの結果だと思います。この規則では前金払いになっているにもかかわらず、それが行われていなかったというのは、確かに平成25年度の書類ですか、昨年定期監査でキノコの菌床センターに入らせていただいて、その定期監査でもいろいろな書類の中でピックアップ、時間的に限られておりますので、その中で定期監査、いろいろな書類関係、前年度でののですが、それら書類関係を見せていただいたんですが、それらの問題点には着眼できずに、そのまま見過ごしていたというご指摘でございます。それはまことに規則違反の部分を知覚できなかったというのは、前回もおわびを申し上げましたが、まさに、今おっしゃられたとおりでございます。

それと期待可能性という話でございますが、これ専門用語的な部分ではなくて、そういう意味で収入未済金があそこまで大きくなったという、その現年度の部分ですね、その決裁関係は、これらの前年度の定期監査、あるいは決算審査でもはっきり言って監査としては期待されても、それに応えるような可能性が極めて希薄であるという、そういう法律用語的な意味で言ったのではなくて、純然たるその国語的な意味で、ですから、期待されても監査もスーパーマンでもなければ、あれですので、なかなか内在する限界があって、いずれにしても、現年度の収入未済額が増えた部分については監査は現年度の部分として知覚できなかったと。全てが終わって決算という形で決算を確認をし、決算意見書に甚だ遺憾であると、何とか解消してくれという意見を書かせていただいたという、そういう経過でございますので、ご理解を賜りたく存じます。

●委員長（南谷委員）　6番、室崎議員。

●室崎委員　それでですね、私は、本意は先に言っておきますが、今まであったことをけしかる、けしからんという話に、終始しようというつもりで言っているわけではないんです。こういうような事態が起きたことをきちっと踏まえて、この後、こんなことが起きないようにする体制をどうつくるかという話であろうというふうに思っています。そのため

には多少厳しいことも言わせていただくという意味ですから、そうは言ってもあの野郎というふうに思うかもしれませんが、ご勘弁いただきたい。

それで、この前の私の質疑の中で、取込詐欺ではないということは明確になったというふうに私は解釈しています。ただ、その後、他のもちろん議員からもいろいろと質問が出ました。その中で、結局担当者としては、その菌床をお買いになってキノコの栽培をしている農家が、農家と言っていいんでしょうね、林業ではありますけれども。経営が大変なので何とか助けてやろうと思ったということが、この規則の決まりを曖昧にしていった原因であると。規則違反だというのは分かっている、何とか助けてやろうと思ったんだというようなふうに受け取られる、そのように解釈される答弁が出ておりましたが、その点も間違いないですね。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 結果としては、ご質問者言われたとおりでございます。キノコ生産という特殊な事情、菌床を購入してから発生させて、そして価格、お金に換えるまで、そういった期間もあるというシステムがどこから、今時点はそれを変えましたけれども、そういう課題をずっと引きずりながら、その流れでずっと何年も行っているという状況もあって、そういった規則あるいは契約書と反したような形で行うことを生産者のことも思いながら行ってきたというふうに、担当者の者から聞いております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎議員。

●室崎委員 それでですね、私は実は、私の質問の順番終わった後の話だからもう一遍手を挙げて言うことはできないけれども、びっくりしていたんですよ。役場の職員というのはですね、これ事務の委任を受けているわけですね。実際に行う仕事は税金を使って仕事をしているわけです。税金というのは人の金です。そうしますと、刑法の第247条、これに該当する恐れが出てくるんですよ。該当すると言ってませんよ、恐れが出てくると言っているんですよ。それは何かと言いますと、よくご存じでしょうけれども、刑法の247条は背任という行為を規定しています。他人のためにその事務を処理する者が、事故もしくは第三者の利益を図り、または本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは云々と、こういう刑法上の文言があるんですね。これは図利加害目的、図利というのは利を図ると書くんですが、図利加害目的というもののある特殊な犯罪であるというふうに言われておまして、自己または第三者の利益を図るために行う行為を行って本人、この場合には委任をした者ですね、この場合は厚岸町です、に損害を与える場合には、この犯罪が成立しますよというふうに読めるわけです。しかも、この図利加害目的というのは未必的認識、要するにそうなるかもしれないという範囲でいい。ここまで判例も明記しているわけです。背任の判例って随分多いんですよ。これ商法上、今は会社法か、会社法上でもって出てきますから。こういうような犯罪が行われていたのではないかというふうに思われる質疑を聞いて、私はびっくりしたわけです。

これはそんなものではないんだということを、きちんとやはり、私も町民を代表しておりますので、町民に対して説明責任があるのではないかと、そのように思いまして、お聞きするわけですが、これについてお答えをいただきたい。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 26年の未済を出してしまっているものというのは、法人、一個人ということですがけれどもね、個人のほうにつきましては、年度内に全額ではありませんでしたけれども、菌床代を都度都度入れながら、最終的には未済の全額を融資でという行動を考えていたと。でも、それが実らなかったと。法人のほうについても、結果として、平成26年度中、極端な話1円も入らない結果になりましたけれども、それに至るまでの間、菌床センターの職員も何度となく当初のお約束した時期に入らないということで、相手方に連絡をとっております。また、相手方は相手方で金融機関とそれぞれ協議をしながら、前向きな金融機関の話を受けて、それを町のほうに伝えてきていたと。それを丸く鵜呑みにしていたのもどうかという部分も、ご指摘もあろうかと思えますけれども、そういったやり取りが実際あった中で、結果としてこういうような状況になったということで、初めからそういうようなことを行おうとしてやっていたということとは違いますので、その点をご理解いただきたいというふうに思っております。

●委員長（南谷委員） 6番さん、1回休憩挟みたいんですが、よろしいですか。その後ゆっくり。

再開を3時45分とし、委員会を休憩いたします。

午後3時03分休憩

午後3時45分再開

●委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。

17款、2項2目生産物売払収入。

6番、室崎委員の再々質問から進めてまいります。

6番、室崎議員委員。

●室崎委員 今ですね、非常に情のあふれる答弁がありました。しかし、法というのは水を去ると書くんです。ドライなんです。それは何がドライだと言うと、事実を明確にするという点でドライなんです。その部分で何か非常に情に走ったような話をしますと問題点が明確になんないんです。私は何も犯罪が成立するから町が告発しなさいなんて、そんなばかなことを言っているわけじゃないんです。その点は誤解しないでいただきたい。ただ、これからに向かって、どこに問題があったのか、それをどうするのかというときには、厳しく事実を分析しなければならないんです。

それから、もう一つ言っておくと、今、私が言っているのは、法文に記載されている

構成要件、犯罪を構成する要件ですね。それにこの事実が該当するのかもしれないのかという話です。犯罪が成立するためには、この後、違法性阻却事由がない可罰的違法性がある、あるいは有責性に欠けるといようなことがない、一身阻却事由に該当していない、そういう何段にも検討して、初めて犯罪が成立するということが成り立つわけですから、敬啓に犯罪が成立するなんていうことは言えません。ただ、形式的に体系的に犯罪構成要件に該当するという場合には、今度はそうじゃないんだということを次の段階のところで言っていかなければならない。そういうことですね。

それで、今回のを見るというと非常に構成要件に該当する可能性が強い、そういう事案である。これはもうはっきりと私は指摘しておきます。で、こういう犯罪に対して、ある弁護士が書いている文章を見つけましたので、その中で、予防対策というふうなことを、この弁護士さんも書いています。そこにはいろいろ書いているんだが、背任行為を防止するためには、日ごろから職員に対し、行ってはならないことの教育、または意識付けを定期的きちんと行うことが大事だと、そういうふうに言っています。まず、これに厚岸町は欠けているんでないのか、そのように指摘させていただく。

それは何かと言うと、さっきちょっと言いましたけれども、自治体の職員というのは税金を使って仕事をします。人の金を扱うんです。自分の金でやっているんじゃないんです。だから、ひとつ間違えると、横領とか背任とかというものが後ろから付いてくる。だから、はんこ行政というようなことを言って民間には揶揄されるけれども、みんなが一つ一つ判を押して、一つの行為が誰の手によって、どのように行われたかということの跡を残しているわけですね。後日も検証ができるようにということでしょう。そういうことの意識が逆だったんじゃないかと。どこの世界に、規則やそういう自分の与えられたきちんとした決まりに違反して、他人を助けてやろうと思いましたがなどと、そんなことが言えますか。これは完全に自分の首をかけて人を助けようと言ったって言うことと同じなんですよ。そういうことの意識が逆だったと、これはこういう問題が起きたやはり根幹にあるんじゃないかと、そのように指摘しておきます。

それ、業務が適正に行われることの町民にとって最後の頼りの綱は監査委員です。その監査委員が国語の辞書から引っ張ってきたとか何とか言っているけれども、期待可能性がないという言葉を使った。期待可能性がないというのは、これは法学上の用語です。これは刑事法の講学上の用語です。期待可能性の理論というのは、これはあります。そして必ず刑法の教科書には載っておる。これは有責性の判断のときに、その有責性を阻却する大きな要因の一つです。今回、私勉強をさせてもらいました。

余談ですが申し上げるけれども、オウムの事件のときに大変珍しい弁論が出た、弁護側から。それは、あるオウムの信者がすさまじいリンチを受けた。そして、ふらふらになった状態で、この人を殺せと。それでないとお前を殺すと言われて、泣き泣きでしょうが、その人の胸を刺した。その相手方は死んだのかどうかちょっと、そこでは分かりませんでした。これが法廷で、弁護側は期待可能性がないと。要するにその場において正当行為を行うこと、違法行為を行うこと本人に要求するのは無理だというのが期待可能性がないということですが、言った。しかし、裁判所はその理論を認めませんでした。有罪判決が出ました。情状は酌量されたようです。すなわち、今、戦後日本の裁判例で期待可能性がないということで犯罪の成立を否定されて判例は一つもないそうです。

それぐらい厳しい厳格な要件だということも読みました。

そういう言葉を監査委員、軽々に使って、自分にはできませんでしたというようなことでは、この後の事務の適正が図れるということが、まさに期待できなくなってしまうわけです。やはりきちんと、この後ということを考えて答弁をしていただきたい。あなたには期待しているわけですから。それで、こういうようなことがないように、業務の適正ということに関しても、今は監査委員の範疇ですから、会計監査だけで二天作の五つやっているわけではないので、そういう点についても、それはまあ100%全部やれとは言いませんが、やはり問題のありそうなところについては、無差別抽出でも差別抽出でもいいんだけど、進めていただきたいと、これは切にお願いしておきます。そういうことで、今後のこのような問題がないような体制をつくっていくということが、まず非常に大事だと、これは役場部内の話です、いかがでしょう。

●委員長（南谷委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

室崎議員からは大変今後の課題を含めて、また、今回の事案についての厳しいお話がございました。私は改めて、その責務の重さを感じておるところで、地方自治法上においては、町長は、すなわち首長は、地方自治体の総括として職員を指揮監督をしなければならない、そういうことに相成っておるわけであります。そういう中で、規則にありながら、その規則が守られていなかった事実については、責任を重く感じておるところでございます。

今は、キノコの売買につきましては、規則どおりにいたしております。だからといって、これをもって解決をしたと、そのようには思っておりません。なお一層その責務を感じながら、今後のキノコの菌床センターの運営に当たってまいりたい、そのように感じておるわけでございます。どうかご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎議員。

●室崎委員 それで、ここからは、今度これからの話に入ります。

今回のこういう問題が出てきた背景には、厚岸町のキノコ産業が足腰の強いものになってないんじゃないかということ非常に強く感じるわけです。ちょっと振り返ってみますと、きのこ菌床センターをつくったとき、議会ではいろいろな懸念が出ました。それに対して、当時の理事者は厚岸に新しい産業をつくるんだ。そのためのいわば起爆剤として、センターとして、きのこ菌床センターというものをつくるんだということを再三再四説明していたのを思っております。

ところが、だんだん一つの型だけができて、惰性に流れてきたんじゃないかと。いろいろな外的要因があるのはよく分かりますけれども、キノコ農家に対して、やはり厚岸町はまだまだ打つべき手があったんじゃないのか、そのような気がしてしょうがないわけです。ただ、今までのことをいろいろ言ってみても、これは始まりませんので、そういう分析の中で、これからちょうど陳情も出ておりますけれども、この厚岸町にキノコ



産業をきちんと育てていくために、厚岸町としては、どんなことをしようとしているのか、きょうすぐできることもあるだろうし、これからしばらくかかることもあるだろうと思うんだけど、そういうようなことは、その部署にある人たちとしては当然考えていると思うので、それを教えていただきたい。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問者言われたとおり、上尾幌における菌床キノコ生産については、上尾幌という地域の衰退を見て、あそこは以前、産炭で栄えた地域と、そこがどんどん人口は減り高齢化が進むと。そういった中で、あの地域を何とかしなければいけない、あるいは厚岸町の産業として新たな産業を生み出すという意味でキノコ生産のほうに着眼し、そして、それまで行われていたほだ木生産から菌床生産へと変えるために、今の菌床センターをつくって、そして全国からの着業者を求めるために関連する施策も打って、現在に至っているというところでございます。

生産者の努力によって、そこで生産される製品というのは、先般の陳情書がありましたけれども、その中にも書かれておりましたけれども、かなり評価はされてきていると、しかし、その生産者の経営状況はどうかと言うと、極めて厳しい状況にあるというのも町のほうでは押さえております。そういった中で、町のほうとしては、これから打つ手としては、やはり私どもも先般道内のキノコ生産者、菌床生産を主にやっている方々の集まりの会合のほうにも出席をさせていただきました。そして、その際には、道内で菌床生産を行っている施設も2箇所ほど見させていただきました。規模的には厚岸のセンターの施設というのは大変立派なものでございますけれども、ただ、一方では、厚岸のように、夏場と冬とで寒暖の大きい、これは生産にとってはいい場所でございますけれども、菌床をつくるといったときには、年間を通じて良質の時期を問わない菌床をつくるためには、まだまだ設備的な整備が必要なところも拝見をさせていただきました。

そういったものを見て、町としても、それに耐えられるような町としてのハード的な部分も必要であろうというふうにも認識してございます。また、一方、ソフトの部分でございます。こういう苦しい苦しいと言っている生産者でございますけれども、その生産者に対して行政としてできることもあろうかと思えます。

そういった中では、先般、生産者の皆さんにお集まりをいただいて、各種の資金繰りに伴う説明、これは商工会の協力もいただいたわけでございますけれども、そういう説明をしてみたり、あるいは生産経営に当たっての助言等も商工会の方からしていただくというような取り組みも行わせていただきました。それが全てではありませんけれども、今後そういったものも含めて、どういったことが行政として生産者のためになるような手当てがあるのか考えながら、ソフト、ハード両面含めて取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎議員。

●室崎委員 これで最後にしますが、それでちょっと話を元に戻しますが、特に、今回決

算委員会で問題になって、この後、分割でもって払いますと言っている個人、それ法人というのがありましたですね。これはある程度の時間はかかっても、きちんと完済する見込みはあるんですね。それが1点。

それから、もう一つは、先ほど来話をしたようなその内容ですね、これについてやはり町民にきちんと説明をする必要があると思うのです。何か町の中には尻尾やひれがついて、いろいろな話が飛んで歩いてます。いい話の形にはなりません。で、結局気に入ったやつからは町は金も取らないで物を渡すんだ、なんていうふうな式の話がどんどん流れ、そして、最終的な結論が、こんなことをやっている町に税金なんか払えるか、そういう声になる。私は面と向かって言われました。そういうこともありますので、そうじゃないんだと、町としては、こういうふうな対応をして、きちんとたすべきものをただして、今後やっていくんだということも町民にきちんと説明する必要もあると思うんです。その点については、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） あの、26年度の未済分の見込みでございますけれども、先の決算委員会の中でもご説明をさせていただきましたが、それぞれと分納、一括で払うということは、それを双方ともに目指しているところでございますけれども、いかんせん、そのためには金融機関からの支援をいただければ完済はできないということで、その金融機関との話し合いを、それぞれ進めていただいております。現在もいろいろその後、その状況も聞いてございますけれども、まだその見通しが立っていないという状況でございます。ただ、町としては、その金融機関からの融資実行が受けるまで待つわけにはいかないという中で、できる限りの範囲でということで、分納誓約というものを交わしてございます。法人のほうについては、7月から、個人のほうについては8月からということで、それぞれ分納の誓約書を取り交わさせていただいて、毎月月末までにはというお約束でしたから、11月末までの分はお約束どおり払っていただいております。ただ完済という見込みでございますけれども、これにつきましては、やはり金融機関も前年度の経営状況等も当然チェックして、これからの経営状況を見越しながら融資をしても回収できるのかと、今のままでだめだとすればどういうふうな改善をしながら行っていくというのを、申込者と金融機関とでいろいろ詰めている状況でございます。

ですから、完済の見込みは、その融資実行を何とか早くしてくれと、精力的に金融機関と当たってくれというお願いをしながら、その状況を今把握している状況でございます。ですから、完済の見込みについては、まだ不透明でございますけれども、少なくとも町と誓約書を取ったものについては、履行していただいているという現状でございます。

それと、町民への説明が必要ではないのかという意見でございますので、どういう形でそういったことを行っていくのが一番適切なのかというものも、ちょっと内部のほうで検討をさせていただいて、取り組んでいきたいなというふうに思います。

●委員長（南谷委員） 代表監査委員、よろしいですか。

それでは、2目生産物売払収入、他にございませんか。

(な し)

●委員長（南谷委員） なければ進めてまいります。

18款1項寄附金。

6番、室崎委員。

●室崎委員 当初、ふるさと納税と言われて、今もそういう言葉は使われているんじゃないかと思うんですが、最初は、あれ住民税かなんか自分の町に収めるのをそっちの町に納めてもいいよという形だったようですが、今、寄附金になったわけですね。

このふるさと納税、厚岸町に対して行っている方もいらっしゃいますが、これに対応する厚岸町のやり方に、今でと少し何か違いが出てきたような話が、ちらっと新聞に載ったような気がするんですが、何かやり方というのですか、その応接の仕方を今までと違った新機軸を出しているのでしょうか、その点について説明をいただきたい。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、現在は、まだこれまでどおりの、従前どおりのやり方を行っております。今、現在、来年度からに向けて検討中と、その返礼品を含めたふるさと納税のあり方について検討をしている段階でございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 どうするかは、これからの話で、今のところ、ああする、こうするが出てきたわけではないと、いろいろな角度からというか、いろいろなことを今検討しているんですということで、よろしいですね。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 方向性としては、何種類かの返礼品を示した中で、他の町村でも最近、管内では白糠町で10月から始められておりますけれども、そういった方向性で、今検討をしているということでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると前にはある意味では、かたくなにそのような何かおみやげを出すというようなことなどは、いたしませんと言っていたけれども、今度は少しやり方を変えてみようということに、今なりつつあるということであるならば、それはそれで分か

ります。それで、そういうことがある程度形が決まってきたら、それぞれの委員会でも何でもいいですから、議会にも相談と言ってはおこがましいのだが、こんなやり方でやっていきたいと思うと、多少の意見は聞く耳は持つよというような場もつくっていただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

ふるさと納税、ふるさと寄附金等々、何度にわたって室崎委員から質問を受けたところでもあります。私といたしましては、ふるさと納税の趣旨に沿った形でお答えをさせていただいておったわけでございます。しかしながら、他方、いろいろな情報が入りますと、やはり返礼品をもって、また何かの相手の寄附に対するプラスを含めた方法等の中で、中には何億円も集まったというような情報を耳にし、お互いに自治体同士が競い合うようなふるさと納税になっておる。私は、そういう認識を持ったわけであります。

そこで、今、担当いたしております総務課長から答弁がありましたが、厚岸町としても、産品がいろいろとあります。どこにも負けないカキを初め、それぞれがあるわけでございまして、どういう方法がこれからふるさと納税が増えてくるのか、考慮すべきことであるという新たな私は立場になりました。それと同時に、物を送るだけでなく、その送ることによって厚岸の物はおいしい、すばらしいという一石二鳥を考えようというようなことを、今検討をさせております。そういうことで、今まで私は真の厚岸町をよくしたい、愛している、厚岸は頑張ってくれという真のふるさと納税の精神に沿ったことが一番大事だということでお答えしておりましたけれども、そういう今方向で検討しているということでもあります。

ただ、いまだに総務省からは、過度なやり方は慎むべきであるという通達をいただいております。しかしながら、私は、そういうことも守らなければなりませんけれども、他の自治体に負けないぐらいの寄附を集めてみたい。そして、厚岸の財政を裕福にいたしたい、そういう気持ちも持ったわけでございますので、今は検討中ということで、お伝えをいたしたいと思っております。また、具体的になりましたならば、また、その点について議会に報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（南谷委員） 1目一般寄附金、他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ進めてまいります。

5目農林水産業費寄附金。

8目消防費寄附金。

20款1項1目繰越金。

21款諸収入、6項3目雑入。

22款、1項町債、4目農林水産業債。ございませんか。

(なし)

●委員長（南谷委員） 6目土木債。

(なし)

●委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、15ページ、歳出に入ります。

1款1項1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2目簡易郵便局費。

3目職員厚生費。

4目情報化推進費。

3番、堀委員。

●堀委員 先般、町内のテレビ共聴利用組合の代表者を集めて何か話し合いというものが、町のほうでもたれたというようなことを耳にしたんですけれども、どのような内容の会議だったのか、また、その中身というものをまず教えていただきたいと思います。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） それぞれの共聴組合の中では、今後どのような形にするかと。以前から議会の中でも言われてまいりましたけれども、その巻き取り、今後町として行ってまいりたい考えもございます。それぞれの共聴組合のご意見を伺ったということの会議でございます。

●委員長（南谷委員） 3番、堀委員。

●堀委員 各利用組合のほうからは、その町のほうで巻き取りという、要するに共聴利用組合が今現在カバーしている分も、町のほうが含めていくということでの巻き取りという意味合いでとっていいのかなというふうに思うんですけれども、これについて各共聴利用組合がどのような反応というか、やはりしたのか、また、町としても、その巻き取りを考えるというのであれば、実際にスケジュール関係にある程度示すことができたのかどうなのか、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

●委員長（南谷委員） 委員会を休憩いたします。

午後4時15分休憩

- 委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。  
総務課長の答弁から進めてまいります。  
総務課長。
  
- 総務課長（會田課長） 申し訳ありませんでした。全体としての意見で申し上げさせていただきます。全体としては、やはり町で巻き取りを行っていただきたいというのが全体としての、大枠での意見でありました。それを受けて現在、町ではいつからということとは明言できませんけれども、これからの3カ年実施計画の中で、こういった枠組みで、またこういった何年かかるか分かりませんが、検討を行ってまいりたいということでございます。
  
- 委員長（南谷委員） 3番、堀委員。
  
- 堀委員 各組合がそのような形の中で、総体的な大枠として町のほうにお願いしたいという理由というものは、当然もう機器などを既に過去に設置して、町がやる前にNHKの補助なりをもらって設置したとか、そういう機器もそろそろ更新時期というものもあつたり、また、補修修繕というものにもかかるように、もうなっている利用組合というものがほとんどだと思うんですよ。そういった中で、それら利用組合に入っている人たちは、それに入っていなければテレビというものが見れない。それを見るためには月々の利用組合費ともものを払っているということ。一方、町の事業の中で、テレビが見れるようになった世帯というものは、そのような月々への維持管理費というものの負担というものが無い。そういった中で、やはりそのことを考えていったときには、町としては巻き取っていただきたいという要望が強くなってきたんだと思うんですよ。やはり、これについては、早急にスケジュールというものを各地域のほうに示した中で、速やかなる、一遍にですね全部をやれとは言いません。当然放送設備の容量を大きくしたりとかというふうな形の中でも、多額な費用というものもかかるんでしょうから、やはりそれを一遍にというふうには言いませんけれども、ただ、やはり利用組合においても、若干の余力というか積立金などというものもあるような中で、例えば町が放送を開始するようなときに、個人の引き込み、宅内の配線や何かの工事費を、その積立金で利用するなりというものをした中では、やはりそういう計画というものがしっかりと示されれば、逆に現在の積立金というものの利活用の仕方というもののの中で、個人負担も極力少ないような中でやる方法というものも、各利用組合では持てると思うんですよ。何とか3カ年事業計画の中でも盛り込んでいただいた中で、ただ、やはりまずはどこどこからというような形の中で、しっかりと地区に張りつけをした中で、その地区が十分な対応ができるようなやり方というものも含めた中で、早急な対策というものを検討していただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ご質問者ご承知のとおり多額な費用がかかる事業になるかと思  
いますので、それ全てを単費でということには当然なりません。財源等も相談しながら、  
早いうちにこれら計画が示せれるように検討をしてまいりたい。それで、計画がただし  
あくまでも3カ年実施計画でございますので、これはローリング形式ということもあり  
ますから、ただできる限り早い時期にそれぞれの共聴組合の方にも計画が決まれば、早  
い時期にお示しをさせていただきたいというふうに思っていますが、まずは検討をさせて  
いただきたいということでございます。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

4目情報化推進費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ進みます。

5目交通安全防犯費。

6目行政管理費。

7目文書広報費。

8目財政管理費。

10目企画費。

12目車両管理費。

2項徴税費、1目賦課納税費。

3項1目戸籍住民登録費。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

5項統計調査費、1目統計調査総務費。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

7番、音喜多委員。

●音喜多委員 ここでちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課の皆さん、これは配ったの覚えありますね。困ったときは生活相談支援センタ  
ーへ、くらしごとへ、まずお電話をとということで、釧路の電話番号、この裏のほうを見  
てて、釧路管内の協力態勢ということで1市7町村が総合振興局を中心にして進めてい  
ると。受託事業者のころにシールで厚岸町保健福祉センター保健福祉課社会福祉係と出  
て、この振興局を中心にした中では、厚岸町としては役場、社会福祉協議会などとい  
うことで、非常に行政が連携をとってよく考えると、やろうという、そういう中身的には  
困っている人というか心配事のある人、あるいはこのチラシの中では暮らしと、それか  
ら仕事を続けるというか、仕事で心配している方に相談してくださいと。そしてお互い  
に悩み解決するためという意図だというふうに思うんです。これ私の勘違いだったら  
ちょっと失礼なんですけど、新聞の折込みに入ってきた、そのように受けとめております

けれども、この事業についての取り組みの深さというか重みというか、どのような位置づけで厚岸町は取り組んでいるのかなと、その辺のところひとつ。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回のチラシでございますけれども、新聞の折込みではなくて、広報紙を配る配布の中で、それも入れさせていただいたということでございます。その内容につきましては、釧路総合振興局がその業務をそのくらしごとというところに委託をしております。それは総合振興局は釧路管内の町村の福祉事務所に位置づけをされておりまして、その生活保護の受給、それから低所得の部分でのそういう相談に乗っておりますけれども、その業務の一部としてそういう内容を委託をして、その前段釧路市がその業務をそのくらしごとに委託をして、市内での対応を昨年から実施しておりまして、今年からそれを管内も振興局のほうから委託をして実施をしているという内容のものでございます。

●委員長（南谷委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 私、ちょっとすいません。新聞と一緒に町の広報だけが一緒に来たから、チラシをごそっと出したときとというか、新聞の中に珍しいものが入っているなというふうに思ったものですから、分かりました。今言われているように、じゃ、メインは道の総合振興局ですけども、いわゆる生活保護者というか、それだけではないんでしょうけれども、生活保護者のほうに頼るざるを得なくなるまでの過程の前段の相談口として、窓口としてこういう受け方というか、各市町村でもこういう受けますよという意図なんでないかなと、今、話を聞いてですね。ただ、一般の人がこれを見ても何のことかなという私自身もそういう話を聞いてないし、ただ消化のために何か入れられているのかなという受けとめ方もしたし、それで、どんな取組というか、やろうということに重みというか、深堀の考え方でもってやられているのかなという、その位置づけをちょっとお聞きしたかったんですよ。分かりました内容的に。

それで、もし、そういうことであれば大体私は分かります。そういう仕事を委託、今もうはやっているというか、これで内容的にもそういう別なビルのところの相談支援センターとしてビケンワークビルの2階にそういう。すると私どもがこれを知った場合に、当然役場に相談の窓口に来られた方も、まずはそこで対応するでしょうけれども、こういうところもありますよという誘導というか、導き方だと思うんですね。ですけども、それにしては何か、いまいちPRというか、例えば広報には入ったと言うけれども、防災無線を通じてこういう窓口もありますよとか、そういうことはできなかったのかなというふうに、今でも思うんですが、いずれにしても、この役場に行けば福祉センターのほうに対応をしてもらえるとというふうに考えていいんですね、これは、その辺はどうですか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。



●保健福祉課長（阿部課長） そのチラシにつきましては、管内の全町村でもって振興局の範囲の中で、そういったチラシをつくって全市町村に配布してほしいという依頼があって、配布をするという形になっております。ちょっと、今おっしゃられたように中身がぼやっとしている部分があるもんですから、そういった意味でもう少し保健福祉課を入れさせていただいたのは、やはりちょっと分からない部分があって、問い合わせもうちのほうに連絡をいただければ、もう少し詳しく説明をさせていただけるというようなこともございまして、保健福祉課も入れさせていただいたということでございます。

ただ、生活保護、それから低所得の部分で仕事がなかなか見つけれないというような部分ですとか、そういうところを何とか町ができないかというようなところで進めておりますけれども、なかなかくらしごとのほうも、たくさん仕事を持っているわけではないものですから、そういう材料を持っているわけではないものですから、なかなか難しい面はありますけれども、少しでもそういった方とマッチングをして就業につなげていければというようなことで、管内的に進めているという内容でございます。

●委員長（南谷委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 このシールがなければ、本当に分かりにくいというか全く別な、ただ、よく中身を見ていくと、釧路管内の協力態勢ということで1市7カ町村、そして総合振興局が中に入っているということだから、これは道全体でやっているんだなと私も受けとめたんです。けども、いろいろと道全体でも総合振興局単位では、そういうあ生活保護受給の関係だとか、あるいは自殺だとか、いろいろなそういうところへ追いつめられるまでの過程の中で、いろいろな施策はそれぞれとっているようだけれども、釧路管内としては、こういう策を生み出したというか、これは非常にいいことだと私は思って、受けとめていたんです。ただ、どの程度まで構えるほうとしては間口を広くしてというか、また、これを利用しなくてもいいレベルのものであればいいけれども、現実にはやはりこうして生活保護者が、この間の速報値でも、また更新したというか百何十万人になったとかという話を聞くと、これは他の町のことではないというふうに私は思うんですね。そういう意味では、今、話を聞いていて、このチラシを見て当初思っていたときから、もっともっと大事にしなければいけないというか、重きを置いて取り組んでいかなければいけない問題ではないのかなと。そのことによって、そういうところに追い込まれた人、それから、まち町もそれこそ、とんでもないところまで追いやってしまうよりも、その一歩手前で町全体としてかさ上げしていくというか、そういう取組としては必要だというふうに思うんです。

ただ、この固い文章というか、文だけではなかなか受けとめてもらえないというか、そういう思いがするから、もうちょっと担当者として軟らかくという言い方だな、受けとめやすいような策がとれないものか、機会があれば振興局にぜひ申し上げたりして、町としても、ぜひこれを町民にこういう対応もあるんですよということを、ぜひPRしていただきたければなというふうに思います。

以上です。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ちょっと内容の本当に分かりにくさというのはあるかなというふうに私どもも出来上がったものを送って来たのを見て思っております。いずれにしましても、社会福祉協議会もその中で一つの役割を担うというようなこともございまして、連携しながら対応していきたいというふうに考えています。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。  
6番、室崎委員。

●室崎委員 ここで、1、2お聞きしますが、まず一つは、あみかの建物がありますね。その玄関先の話なんですけどね、あみかの中から外へ出ようとします。すると風除室がありますね。その風除室が二つに分かれていますね。その最初の風除室のところが正面と両脇の戸が開くんです。非常に使いやすい形になっていますね。そこから左の玄関の主立ったドアを出て、すぐ入った風除室の左を出ますと駐車場に非常に至近距離で一番行ける形になります。そのところに車のマークのついた駐車場スペースがあるわけです。その建物側のところに車どめ、石の枕が幾つか置いてあります。日中は非常にいいんですけども、今、日が短いし4時になると真っ暗になりますね。あみかで用事を足して出てきて駐車場に行こうとすると、外へ出ると真っ暗です。明るいところにいたから全く目は利きません。その状態でその石の枕に足をとられて、本当に吹っ飛ばような形でもっ転ぶ人が出るわけです。実は私も転びました。ところが、その後、やっぱり私より上かな、やっぱりあそこで転んで着き手をしたというようなことを言っている人もいました。私、転んだときに、たしかこれは課長だったか補佐だったか忘れたけれども、あみかの課の重鎮の方に、「いやいや、まあ恥ずかしい話だな、でも、あれ夜おっかないよ」っていうことは言ってただけけれども、一向に改善される、あるいは何らかの安全装置をつけるもりも見えない。これどんな検討をしていますか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 具体的な内容については、とればなくしたいというのもあったんですけども、そうすると、すぐ建物のほうにというようなこともあるもんですから、そこまでの話にしか実はなっておりませんでした。早急に検討をしたいというふうに思います。大変申しわけございません。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 こんなところで言うほど大きな話じゃないです、些細なことだと思うんですが、些細なうちに手を打ってほしいですけども、大けがをする人が出てからあわててやったんじゃ、遅いですよ。

それから、あの施設は、まあ、どこの施設でも同じと言えば同じだけれども、やはり

歩いたとき不安定な状況に陥る方が割と気軽に出入りできる場所ですからね、これは十分気をつけていただきたい。

その上で、もう1点お聞きします。過日、厚岸町障がい者（児）ふれあいフェスティバルこう福祉21という毎年行われている大きな催しがありました。町長も参加してくださいました。スタッフとしては皆喜んでおります。それで、そのときに、私どもの会もそのスタッフとして参加しておるわけでございますが、私どもの会は見えない人、見えづらい人、そういう方が中心の会です。ここで、その会員の1人が、トイレに行きたいけれども連れて行ってくれと言うんですよ。その方は見えづらい弱視と言われる、目ですね、の状況でそんな全く見えないわけではないから誘導も必要じゃないんですよ。それで、私ちょっとびっくりして、何でトイレへ自分一人で行かないんだろうと言ったら、分かんないって言うんです。そこのところにトイレの標識あるだろうと、見えないんですね。男女の区別がつかないんです。私ども晴眼者には、はっきり分かるんですが、あそこはたしか小さなしゃれた標識になっていたかと。それで女性のほうのはスカートをはいたような形を図案化した、それから男性のほうはスーツを着たような形が図案化されている。片一方は紺、片一方は赤というか紅のような赤ですね。それで、赤という深紅という赤、それから、紺ですね、これはわれわれでも薄暗くなると、どちらも黒く見えるんですね。そういうような日常から、色の色合いなんでしょうね。それで、分かんないんって言うわけですね。女性ですから、中までは連れていけないよと言って、冗談言いながら前まで連れていきました。

それで、思ったんですが、バリアフリーとか、ノーマライゼーションとかというのは簡単にみんな口にします。私も簡単口にします。でも、その見えづらい方に分からない標識をつけて我々は満足しているんだかと、そのように思ったんです。これはその会場である福祉センターがよろしくないとか、そんな話じゃないんですよ。この人たちは私に言いました、お風呂なんかだと大きく男、女と書いてある。あれだと分かるだけだねと、こう言うんですね。そういうような、何ていうのかな気配りと言ってしまうとちょっと情の話になりますから、もうちょっと、その標識をみんながわかる標識とはどういうものかという技術的な問題を含めて、やはり検討していただきたいんです。

それから、前にも一言申し上げたんですけれども、今、昔、僕らのころは色盲検査というのがありました、学校で。今やらないですね。色弱というのもありましたですね。それで、何だか分からない点、点、点となったものを見て、そこにある種の色弱の人はぱっと文字が浮かぶんですよ。これも今、随分と研究が進んできて、実は色の見え方に人によって少しずつ差があって、タイプがたしか三つか四つに分かれる。A B C Dとタイプがあったとすると、A型というのが約8割の人なんだそうです。それを正常な色の判断できる人と称しているんだそうです。で、少しずれたB、C、D、少しずれているだけで数が多いか少ないかだけなんですね。ちょっとポスターなんかの色合いを変えるとA B C Dみんな分かるらしいんですよ。旭山動物園の標識は、そのところを全部勘案した色使いになっているそうです。それはそういうことを書いている本にありました。そういうようなものも研究なさって、やっぱり厚岸町は障がいのある人に対して優しい町なんだと、胸張って言えるような、やはりもちろんこんなことだけじゃないんですけれども、さして難しいことではないようですので、そういうことをご検討いた

だきたいと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そのときにそういったお話というのは、ちょっと直接承っていなかったものですから、そういった内容については承知しておりませんでした。確かにそういう状況であれば、大きな費用もかかるということは、また別として、ちょっとした配慮でそういったことができるというようなことも出てくる場合もありますので、そういった部分を検討して研究してみたいと思います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

他に、1目社会福祉総務費、ございませんか。

4番、石澤委員。

●石澤委員 この多機能共生型地域交流センター、これは奔渡きらくですよね、そうですね。この中で支援センター子ども達の支援をやっていると思うんですが、ここにある備品というのは、どういうものの購入になるんでしょうか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この施設用備品8万6,000円という部分につきましては、あそこのきらくの中には、子育て支援センターも入っておりますけれども、今度の自治会の方たちが利用していただく部分の和室なんかもあります。その中で、ホールでいろいろなイベントをやったり、行事をやった場合に、机も用意しております。その机が実は、和室と併用できるように和室用と普通のフロア用と両方がついている机なんですけれども、両方がついているために非常に重いということで、老人クラブのほうからその重くて持って歩くのが大変だというお話をいただきまして、台車を用意してほしいということで、今回台車1台分を計上させていただいたという内容でございます。

●委員長（南谷委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 そうですか、それでない支援センターのほうのことなんですけれども、あそこにまだ保育所に預けられないようなとか、お母さんと子供とそこに行って、いろいろ保育さんに支援を受けながら子供を遊ばせるということ、ずっと午前中とか昼からとかやってますよね、あそこで。その床の話なんです。子供たちどうしてもはだしになって、ゼロ歳から2歳、3歳まで保育所に行く子たちは、もうそこに行かないんでしょう、ちょうどゼロ歳からハイハイする子、それから寝ころぶ子、それから歩くようになってはだしで歩くとかという、その子たちが、すごい冷たいらしいんですよね。保育さんもしもやけになっちゃうというくらい冷たいので、その床に何かを敷いてもらえたらどうかという声があるんですが、その辺のことどうなんでしょうかね、そういう

対応をしてもらえないものでしょうか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） あそこのホールの部分は、大型のストーブで暖房を取っているんですけども、なかなか下までというのが確かに冷たいということで、小さな子供たちは寝てしまうとか、ハイハイするような状況もあって、その部分は何とかということの話が実は先月の会でお話をセンターのほうから受けて協議をしております。

まず、実はあみかにマットがちょっとまとまった数がありまして、その数があみかでの使用は使用する分だけ残して、あとちょっとそっちのほうに持って行って利用をするようにしたんですけども、そうすると、それが非常に好評なものですから、そういったものの用意ができないのかということで、今、センターのほうと話がありましたので、ちょっとその辺を新年度の中で何と見ていけないかということで、今、検討をしているところでございます。

●委員長（南谷委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 えーと、本当に結構、行く子は毎日そこへ行って、親と子供だけということの中で、やっぱりそこで親のほうもほっとするし、子供も毎日行くことですごい助けられているという部分もたくさんあるんですよ。それで、これからどんどん寒くなりますので、新年度などと言ってないで早くそういうものを何とかする方法をぜひ考えて、やってほしいと思います。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 検討をさせていただきたいと思います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） ここで、お諮りいたします。

本会議再開のため、本日は、この程度にとどめ、明日11日、午前10時より審査を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会、これにて閉会いたします。

午後 4 時54分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

平成27年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長